

諸外国におけるPIAについて

	カナダ(連邦)	カナダ(ブリティッシュコロンビア州)	カナダ(アルバータ州)
制度名称	PIA	PIA	PIA
法律上の根拠	なし	情報公開・プライバシー保護法	健康情報法 (健康情報のみを対象とする)
行政機関の実施義務	あり (プライバシー影響評価指令に規定)	あり	あり
対象	①個人に直接影響を与える意思決定過程で個人情報を使用するとき ②行政目的で個人情報を使用する既存プログラムや活動を大幅に修正するとき ③プログラムや活動を政府の別組織や民間部門に外部委託又は移転し、プログラムや活動に大幅な変更をもたらすとき ※システム改修も含む	すべての新しいプロジェクト、プログラム、アプリケーション、システム、法律(Enactment)、及び改修されたプロジェクト、プログラム、アプリケーション、システム(※4) ※システム改修も含む	①個人を特定する健康情報の収集、使用又は開示に関連する実務又は情報システムの新設・変更 ②データマッチング(複数のデータを結合することで新しい情報を生成することをいう。)を行う場合 ※①のうちの変更については、健康情報に係るプライバシーに対し新しいリスクをもたらす変更であれば、PIAが必要とされる。
実施機関	システムの開発・改修を行う行政機関	システムの開発・改修を行う行政機関	システムの開発・改修を行う行政機関
承認方法	・実施機関内の責任者が承認する ・第三者機関が、プライバシー法所管機関として、PIAの提出を受け ・PIA報告書はカナダ財務委員会にも提出され、カナダ財務委員会は、個人情報バンクへのレビュー及び承認の観点から、PIAの義務的要件が完了しているのみを確認する	・実施機関内の責任者が承認し署名する ・ブリティッシュコロンビア州チーフインフォメーションオフィサーオフィス(第三者機関ではない。)によるレビューを経る	・承認はなし(法令で要求される、プライバシー保護のために適切なレベルを確保する義務は行政機関にあるため、第三者機関はPIAを「認可」することはできない。但し第三者機関は、行政機関がプライバシー保護について合理的な努力を行っていると考えられる場合にはPIAを「受領」する) ・第三者機関によるレビューを経る
公開	部分公開		第三者機関は、受領したすべてのPIAの登録を行っており(OIPC PIA Registry)、プロジェクトの概要について第三者機関のWebサイト上で閲覧することができる
非公開事由	PIA報告書につき、公開又はその他の行政機関と共有する際は、セキュリティ要件やその他機密性、法的考慮を行うものとされている		
第三者機関の役割 (第三者機関名)	プライバシー法の観点からPIA報告書の提出を受け、また追加資料を要求することができる (Office of the Privacy Commissioner of Canada)	(Office of the Information and Privacy Commissioner (OIPC))	PIAに対するレビュー・コメント (Office of the Information and Privacy Commissioner (OIPC))
指針(作成者)	・PIA指令(カナダ財務委員会) ・PIAガイドライン(カナダ財務委員会)	・中核政策及び手続マニュアル(会計検査院) ・PIAツール(労働・市民サービス省IM/ITプライバシー法令部門) ・PIAツール(森林国土資源省)	・PIA要件 (第三者機関)
全体フロー	①個人情報を収集するか判断する →PIAが必要か判断する ②予備PIAを行うか任意に判断する →予備PIAとは、詳細情報がわからない設計段階で行うPIAである。予備PIAを実施してもプライバシーへ及ぼす影響がある場合は、詳細事項が決定された後にPIAを実施しなければならない ③PIAを実施する	①個人情報を収集するか判断する →PIAが必要か判断する ②予備PIAを実施する ③本PIAを実施する ④ブリティッシュコロンビア州チーフインフォメーションオフィサーオフィスによるレビューを受ける	①PIA報告書を作成する ②幹部の署名が付されたPIA報告書を第三者機関に提出する ③第三者機関の受領を確認する(※6) ④定期的なPIAの再実施を行う
その他		PIAを完成させても、第三者機関は、PIAによってカバーされている問題やPIA自体について調査したりコメントしたりすることができる旨がブリティッシュコロンビア州チーフインフォメーションオフィサーオフィスWebサイト上で明記されている。	PIAを実施したことは関連法令の適用除外事由とならない旨がWebサイト上で明記されている。